

令和7年度 社会福祉法人集团指導資料 法人運営①定款

令和8年2月

館林市福祉部社会福祉課監査指導係

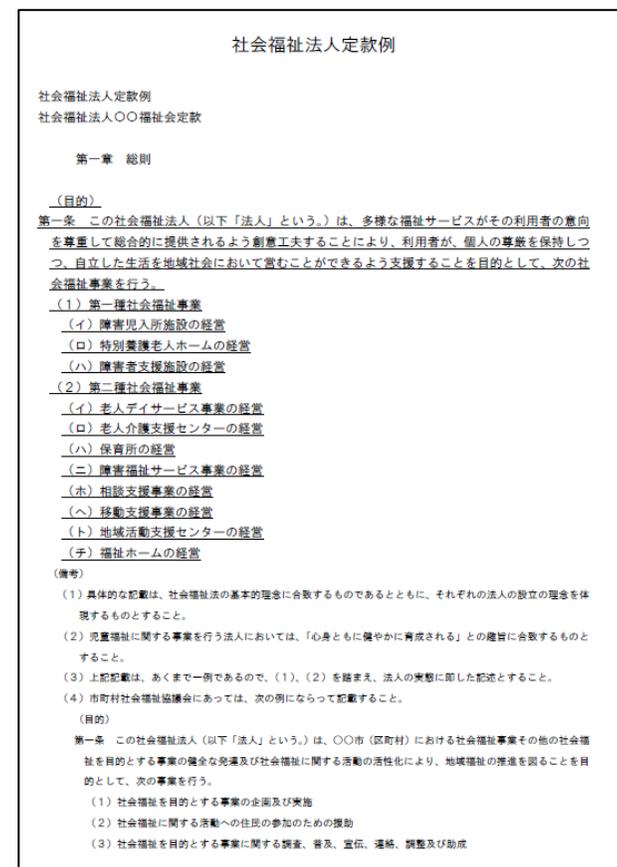
1	定款とは	P3
2	定款の記載事項	P4
3	定款の変更手続き	P7
4	定款の備置き及び閲覧	P11
5	定款の公表	P12

定款は、法人運営を行ううえで、最も基本的なルールを定めたものです。 法人の設立の際に作成し、所轄庁の認可を受けることで効力が生じます。

定めかたの一例として、厚労省より「定款例」が示されていますが、定款例の文言全てに法人が拘束されるものではありません。

定款例を参考に、**各法人の運営の実情に応じて、定款を定めます。**

指導監査において、定款と法人の実態が相違している事例が見受けられます。定款に基づいて法人の運営を行い、実情に応じて見直しが必要な場合は、適宜、定款変更の手続きをしてください。



【根拠法令】 法第31条第1項

②定款の記載事項

定款の記載事項は、**必要的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項の3つに区分されます。**

- ① **必要的記載事項** ▶ **必ず記載しなければならない事項。** その一つでも欠けると定款は無効となる。
- ② **相対的記載事項** ▶ 記載すること自体は法人の裁量であるが、**記載しないと効力を生じない事項。**
- ③ **任意的記載事項** ▶ 法令に反しない限り、法人が自由に記載できる事項。

相対的記載事項について、定めのないまま実施されていることがあります。

社会福祉法に「定款で定めたときは～」 「定款に定めた場合にあつては～」等の文言がある場合は、定款に定めないと効力を生じませんので、注意が必要です。

②定款の記載事項

必要的記載事項 ・・必ず記載が必要な事項

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 社会福祉事業の種類
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥ 役員(理事及び監事)の定数 その他役員に関する事項
- ⑦ 理事会に関する事項
- ⑧ 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨ 資産に関する事項
- ⑩ 会計に関する事項
- ⑪ 公益事業を行う場合には、その種類
- ⑫ 収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬ 解散に関する事項
- ⑭ 定款の変更に関する事項
- ⑮ 公告の方法
- ⑯ 設立当初の役員及び評議員
- ⑰ 会計監査人を置く場合は設立当初の会計監査人

相対的記載事項 …… 記載しないと効力を生じない事項

相対的記載事項	根拠法令 ※法：社会福祉法
評議員の任期を伸長する場合	法第41条第1項
任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、「退任した評議員の任期の満了する時まで」とする場合	法第41条第2項
評議員会の決議事項（理事及び監事の報酬等の額） ※報酬等の額を定款で定めない場合は、評議員会で報酬等支給基準を決定する必要がある。	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条
評議員会の招集通知の発出を法令(1週間)を下回る期間前とする場合	法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条
評議員会の普通議決権を法令（過半数）を上回る割合とする場合	法第45条の9第6項
評議員会の特別議決権を法令（3分の2）を上回る割合とする場合	法第45条の9第7項
理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度を、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とする場合（法令は3月に1回以上）	法第45条の16第3項
役員任期を短縮する場合（法令では「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」） ※補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合など	法第45条
理事会を招集する理事（定めない場合は、各理事が招集。）	法第45条の14第1項
理事会の招集通知の発出を法令（1週間）を下回る期間前とする場合	法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条
理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす場合	法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条
理事会の議決に加わることができる理事の数及び決議に必要な理事の数を法令（過半数）を上回る割合とする場合	法第45条の14第4項
理事会の決議により役員等の損害賠償責任の一部を免除することができるものとする場合	法第45条の22の2により準用される一般法人法第114条

③定款の変更手続き(手続きの方法)

定款を変更するときは、**評議員会の特別決議**によらなければなりません。

また、評議員会の特別決議を経た後、**所轄庁の認可**又は**所轄庁への届出**が必要です。

留意事項

- 定款変更が事実発生後とならないよう事前に申請してください。
- 事業の新規追加等の場合、事業開始日前に定款変更認可が必要となります。

厚生労働省令で定める事項についての 定款変更の場合は、市へ届出をしてください。

■ 厚生労働省令で定める事項

- ① 事務所の所在地
- ② 資産に関する事項（基本財産の増加に限る）
- ③ 公告の方法

■ 提出書類

「社会福祉法人定款変更届」

■ 添付書類

- ・変更後の定款
- ・現行の定款
- ・理事会及び評議員会の議事録(写)
- ・その他必要な書類

社会福祉法人定款変更届

年 月 日

館林市長 あて

主たる事務所
の所在地

(届出者) 名 称

理事長の氏名

次のとおり社会福祉法人の定款を変更しました。

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた届出書を作成すること。
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 2 この届出書には、社会福祉法施行規則第4条第2項に掲げる書類を添付すること。

③定款の変更手続き(認可申請)

厚生労働省令で定める事項**以外**の定款変更は、市へ**認可申請**をしてください。

■ 提出書類

「社会福祉法人定款変更認可申請書」

■ 添付書類

- ・変更後の定款
- ・現行の定款
- ・理事会及び評議員会の議事録(写)
- ・その他必要な書類

【新たに事業を経営する場合】

- ① 当該事業の財産及びその価格を記載した書類及びその権利の所属を明らかにできる書類
- ② 当該事業を行うための①の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定している場合は、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類
- ③ 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

【事業を廃止する場合】

- ① 廃止する事業の財産の処分方法を記載した書類

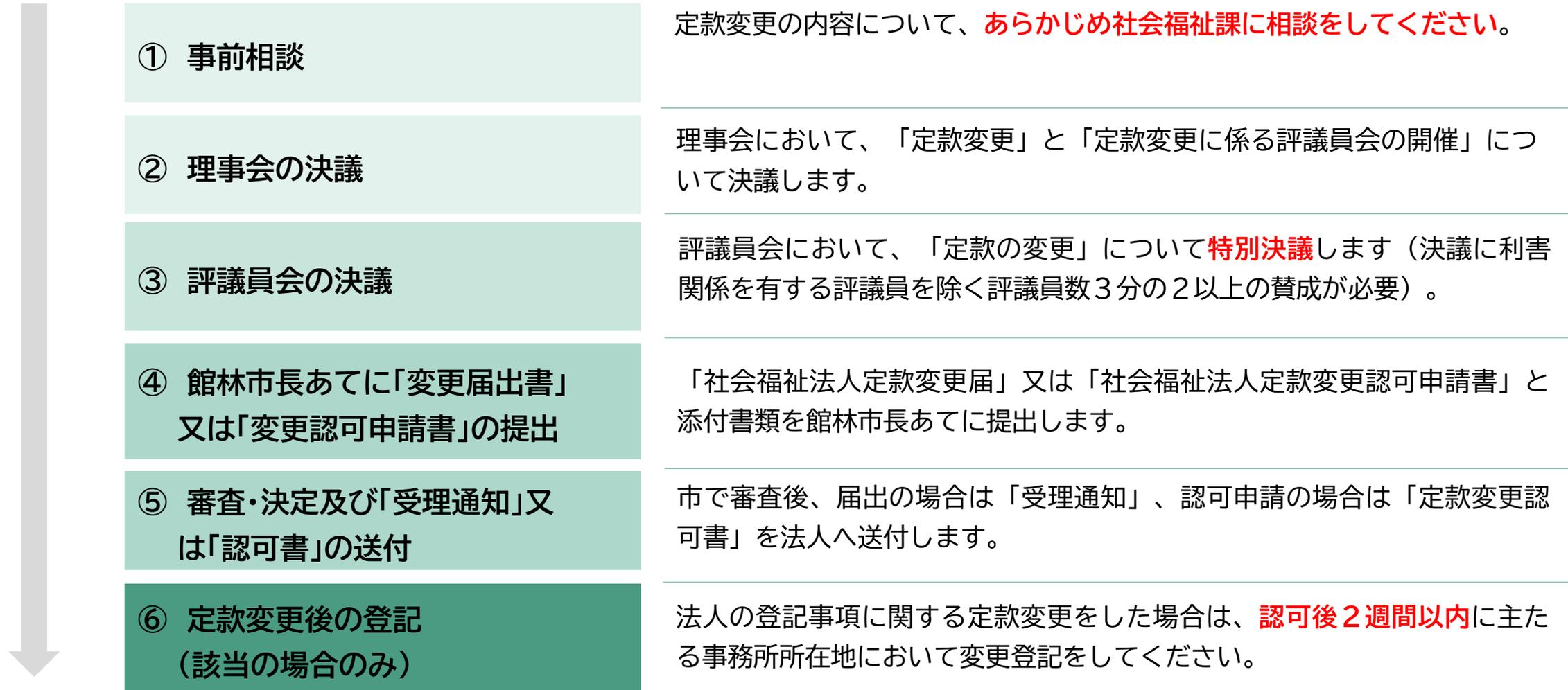
(表 面)			
社会福祉法人定款変更認可申請書			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理事長の氏名		
申請年月日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏 面)			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

定款変更の手続きの流れ



④定款の備置き及び閲覧

事業の運営の透明性を確保するため、定款を事務所に備え置かなければなりません。
また、閲覧の請求があった場合は、正当な理由なくこれを拒んではなりません。

備置きの方法

「備置き」とは、請求があった際に、閲覧又は謄写等に対応することが可能な状態で保管することです（議事録をファイルに綴って、事務所に保管しておくなど）。

- 主たる事務所には、**紙媒体での備置き**が必要。
- 従たる事務所にも備置きが必要だが、PCに定款のデータが保存され閲覧が可能な場合には、紙媒体の備置きは不要。

従たる事務所がある場合には、従たる事務所への対応を忘れないようにしてください。

⑤定款の公表

法人には**定款の公表**が義務付けられています。

公表の方法

定款の公表は、**インターネット**の利用により行うこととされています。

- 法人のホームページへの掲載
- 財務諸表等電子開示システムに掲載

定款変更をした場合には、公表している定款も最新のものとなるよう更新してください。

**法人運営①「定款」は以上となります。ご受講ありがとうございました。
引き続き、法人運営②「評議員」をご受講ください。**